

## 第 1 1 号議案

芦屋市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市情報公開条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴い，関係条例の規定を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

### 芦屋市情報公開条例等の一部を改正する条例

(芦屋市情報公開条例の一部改正)

第1条 芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第5号エ中「市，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは」を「独立行政法人等，市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は」に改める。

第16条第2項第2号中「第17条」を「次条」に改める。

(芦屋市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第19条第6号エ中「市，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは」を「独立行政法人等，市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は」に改める。

(芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則（第11条第2項第2号を除く。）中「または」を「又は」に，「もしくは」を「若しくは」に，「および」を「及び」に改める。

第2条第2項中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第4条中「の各号」を削る。

第10条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「国または」を削る。

第13条第2項中「こえる」を「超える」に改める。

第14条ただし書中「いたつて」を「至つて」に改める。

第16条の見出しを「(補則)」に改める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市情報公開条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴い，関係条例の規定を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 国が経営する企業がなくなることに伴い，次に掲げる条例の規定から国が経営する企業に関する規定を削る。(第1条から第3条まで関係)

ア 芦屋市情報公開条例

イ 芦屋市個人情報保護条例

ウ 芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例

- (2) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成25年4月1日